

麦打唄の周辺

——「小宮領八千石の麦どころ」の歌詞をめぐる——

保坂芳春

一 武蔵野麦打唄

武蔵野を中心に、相模野にかけて古くから唄われている麦打唄がある。明治末年に文部省が全国に亘って歌謡調査を実施した報告書の『俚謡集』『続俚謡集』にも、麦打唄として東京、埼玉、神奈川の府県で採録されている。今は武蔵野麦打唄として有名で、岩波文庫の『日本民謡集』にも武蔵野麦打唄として収められている。この唄は武州麦打唄ともいわれていて、すこし編曲されてお座敷唄にもなっているようである。

武蔵野は広いので土地によって、歌詞が少しずつ異なっている。西多摩地方では、

大岳山の黒雲が あの時が かゝれば雨か嵐か

青梅の宿は 長い宿 長いとて物干竿ものほしざおになりやせぬ

などがよく唄われている代表的な歌詞である。

この唄の七五五七四という詞型は珍らしいという。歌謡としては古体ものといわれるので、武蔵野が開発された遙か古代にまで、その淵源は逆上れるのであろうか。

武蔵野で米作が行われていたのは、ヤツ田とか大小河川の流域に限定されていた。大部分の地域では畑作を中心として、古代の昔から麦や雑穀の栽培を主としていたので、その脱穀作業の仕事の唄として、この麦打唄は伝承されてきたものであろう。この唄は叩く折たたくの唄で、「叩く農作業唄」のひとつで、麦に限ったものではなかった。

地域によって歌詞が異なるのは、その地域の地理的な条件の外に、歴史的な背景が伺えるものがあると思われる。

福生地域から川崎（羽村市）方面へかけて唄われる歌詞の中に、

小宮領 八千石の麦どころ

来てござれ 花嫁御寮の 麦打唄ほうちうた

というのがある。

この「小宮領八千石」は、石高制になった江戸時代を反映しているものと思われるが、この地域で小宮領と唄われていたことは、土地の人々には中世の小宮領の名が、まだ生きていたのではあるまいか。

二 『新編武蔵風土記稿』と領

幕末近くに編さんされた江戸時代の代表的な地誌である『新編武蔵風土記稿』（以下『風土記』と記す）は、行政区分として郡の下に領を用いている。武蔵は大国であったので二一郡あるが、多摩郡に郷、庄が一カ所あるほか、すべて「郡、領、村」という構成である。

この郡、領、村の区分は江戸時代の地誌類に共通したものではない。例えば隣国の『新編相模国風土記稿』は、郡の下に庄を用いて領は用いていない。『甲斐国志』も郡の下に、領も二、三あるが大部分は筋を用いている。武蔵の場合は何故領を郡と村の間に設けたのであろうか。

これらの地誌類は、やはり土地の実情に即して記述されていたと思われるので、武蔵は武蔵、相模は相模の実情を踏まえたものに違いないのである。

とすれば武蔵の地誌の記載に領を採用した理由は何であろうか。恐らく中世末には行われだしていた地域を示す領の言葉が、江戸開府二百年近く経っても、まだ根強く生き

ていたからではあるまいか。

これについては『風土記』の郡の総説の所で、「中古所唱」とか、「今所唱」のように書いて、保、郷、庄、領名などを挙げて考察している。多摩郡を例にとると、それを「右件の村々郷庄保領にわたり、或は再出、三出するものもあるも、是を要して改定編集するところ左の如し」として、木曾郷、小山田庄の外、府中、柚木、日野、由井、小宮、三田、拝島、山口、野方、世田ヶ谷の一〇領と武蔵野新田に分けている。村数は「郡合村四百三十三」とある。その中、小宮領は「合村五十九」となっている。

このように「郡、領、村」の形にまとめたのは、やはり「今所唱」ということを、ひとつの寄り所としているようである。

小宮領の領名について『風土記』は、

領名の起るところ土人の伝へに、そのかみ領内草花村小宮明神は、この辺の村民等崇敬して、惣鎮守となせしかば、其村々をばなべて小宮領と号するよしいへども、是も附会の妄説なるべし

としている。そして『吾妻鏡』に小宮五郎左衛門がみえることから、その後の小宮氏について述べ

子孫のもの天文の末に至り、北条氏のために終にその家を失ひたり。かゝる由歴あれば竟に領名とはなれりとして、小宮領は小宮氏に関連あることを記述している。⁽⁴⁾

このようにして『風土記』がとりあげた領は、中世後期に発達してきた鄉村制による村々の結合関係を、郡の下に統轄する地域として支配していく単位であったといえるようである。そしてその機能はさまざまな役務負担の単位をなすひとつであろうという説が有力だといわれるが、詳細についてはまだ明らかでない。

いずれにしても、旗本領主を地頭とよび、中世の主な古道を鎌倉街道ととなえ、一旦事あるときは「いざ鎌倉」と飛び出す農民の心情には、兵農が分離していなかった中世への憧れに似たものが、まだ脈打っていたのであろう。そこに幕藩体制における地域支配の単位として、領が用いられた背景があったものと考ええる。

三 領名の成立

領というのは古く律令制では、郡司の官職名であった。長官を大領（たいりょう）、次官を少領（しょうりょう）といった。後には所領などのように、領有する土地などの意味に使われてきた。

戦国時代になって、領名があらわれてくるのは、小領主が乱立するようになって、所領に領名をつけるようになってきたものであろうか。領について二、三の記録をたずねてみると、『小田原衆所領役帳』に「油井領」というのがみえる。油井領の中には「小野地、座間、粟飯原」などの地名

が出ている。⁽⁷⁾『小田原衆所領役帳』は永祿二年（一五五九）以前に逐次編さんされていたものが、永祿二年にまとめられたものという。⁽⁸⁾

また天正十四年（一五八六）三月九日付、日野郷に対する北条氏照禁制には

日野惣郷并

立川領東光寺

堺ヨリ谷町屋迄云々⁽⁹⁾

（○印筆者、以下同じ）

とある。

天正十八年（一五九〇）の豊臣秀吉の部将太田一吉の、

「南河辺衆に宛てた書状」には

急度申遣候、八王子領之内、いまだ指出不仕在所見之

儀候云々⁽¹⁰⁾

とみえる。

これらを見ると、八王子領などは、領主の居域などからよんだものであろうし、立川領などは、『日野市史資料集 古代中世篇』は「立川領の意味は不明（二二三頁）」としているが、この地域と立川氏との関連から考えて、立川氏の所領を指しているように思われる。『風土記』の領名を眺めてみると、小宮領、三田領などは、領主が交代したあとの旧領をよんでいたようである。また拝島領、府中領などは地理的な区分であつたらしく思われる。

領名の成立についてはまだ明らかでない部分も多いが、

領の使われたした頃は、領主とその所領の関連を示していることは、まちがいないであろう。

四 小宮氏の隆替と小宮領

小宮氏は武蔵七党の中の西党日奉氏ひまつりの一族で、鎌倉御家人として鎌倉幕府に仕えていた。『吾妻鏡』にも小宮を名乗る御家人が、幾人か記録されている。承久の変以後、新補地頭として弓削島ゆげしま(愛媛県)に赴任している。

本貫の地は平井川の流域、草花(秋川市)の小宮神社付近である。今も地名に原小宮、小宮久保などが残っている。

小宮神社には上野介憲明の寄進した寛正四年(一四六三)銘の梵鐘があるが、この憲明は小宮氏と推定されている。⁽¹⁴⁾

その後小宮氏は歴史上見え隠れしているが、秋川谷には武蔵国守護代大石氏が台頭してきて、小宮氏の所領を治めることになる。やがて後北条氏がこの地域に進出することになって、大石氏に代ることになった。小宮領は小宮氏の所領を指すものであるから、少くとも大石氏にかわる十五世紀以前の状態のはずである。⁽¹²⁾

小宮の地名のみえる古いものとして、『熊野大社文書』の中の「廓之坊諸国丹那帳」(潮崎八百主文書)がある。

その中に武蔵国の地名が出ているが

滝山七郷 ひらる五郷 小宮五郷

とあるのが目につく。

この「小宮五郷」は、小宮郷を中心とした五郷で、後に小宮領とよばれる地域の中心となるものである。この文書は年次が不明であるが、熊野信仰の盛んであった時代のもので、室町時代半ばであろうと考えられる。

応永二十年(一四一三)の足利持氏御教書に

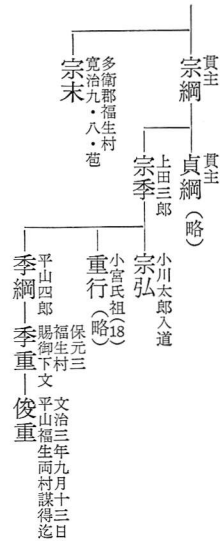
同国小宮之内住居仕由云々
とある。また永祿二年(一五五九)の北条氏照印判状にも

小宮之内、宮本祢宜職云々⁽¹⁵⁾

とある。その他の小宮氏関連の史料をみても、小宮領とよんでよい地域は、草花を中心に平井川上流大久野付近、秋川の下流から中流、五日市辺まで、多摩川を越して福生、川崎付近がその範囲と考えられる。『風土記』の小宮領は五十九カ村で、八王子の東北部から日野市の地域にまで及んでいるのは、少し広すぎるように思われる。このことについては、後に触れるが、ここでは福生、川崎地域が小宮領であったことに注目したい。

先年、『秋川市史』編さんの際、鹿兒島県甕島こしきまで、「小川氏系図」が発見された。⁽¹⁶⁾この小川氏は西党の一族で、秋川市小川を本貫の地とする鎌倉御家人で、地頭として甕島に派遣されたのである。

次に小川氏の系図を掲げてみる(一部省略)。⁽¹⁷⁾



この系図については、研究不足の点もあると思われるが、九州の果てで発見された系図に「福生村」の地名が、再三に亘って記入されていることは、注目しなければならぬことであろう。

この系図をみると、小川氏、小宮氏と平山氏はごく近い関係にあったことが分かる。平山氏は日野市平山をその本貫の地としていたのであるが、この系図によれば、「福生村」も所領としていたようである。

なおこの系図には出ていないが、二宮付近を本貫の地としていた二宮氏もまた西党の一族であった。小川、二宮、小宮などを名乗っていた西党の一族は、秋留台地から、秋川、平井川が多摩川と合流する地点を、根拠地としていたのである。

この西党の根拠地を流れていた多摩川には、後世に川崎、福生、牛浜、小川などとよばれた渡し、即ち渡河点が並んでいる。東北から来る敵を南岸で防ぐことも出来るが、川を渡った北岸を手中に収めて置くことは、戦略上最も重要

な課題であったと思われる。西党の一族であった平山氏が、多摩川北岸の福生村を所領としていたことは、多摩川南岸を根拠地としていた西党が、北方武蔵野方面から来る敵襲に備えていたのであったと思われる。このことが、九州の果てに伝えられていた西党の一族、小川氏の系図の中に「福生村」が、記入されていた所以であろう。

福生、川崎などで唄われる麦打唄の、「小宮領八千石」はこうした古い歴史を反映しているに違いない。かの『太平記』における石浜合戦は虚実何れにしても、牛浜と対岸二宮地域との地理上の重要な関連性を語っている。太田道灌の文明十年（一四七八）の二宮城に拠った大石駿河守の攻略も、またこの石浜の合戦の踏襲となっている。

大石氏、後北条氏となると、さらにこうした歴史を踏まえ、一步、対策を進めていたように思われる。天文二十年（一五五一）大石道俊が五日市町の広徳寺の寺領を安堵した文書（広徳寺文書）に、押盾が出てゐる。これは今の秋川市折立にまちがいない。折立は草花丘陵の北麓、狭い土地で生産力もそう高くない土地が何故注目されているのであろうか。それは後世鎌倉街道とよばれた古道が川崎下で多摩川を渡り、折立へ上って来て、遙か南に向かっていた。途中から滝山道とよばれて滝山城へも通じていたのである。折立はまさに渡河点を押さえる大事な集落であった。さらに川崎下の多摩川べりには、古く薬師堂があった。後に宗

禪寺となったが、この寺も広徳寺末であった。

福生の清岩院は応永十年（一四〇三）に開山心源が入寂したという古い寺であるが、広徳寺末であった。また福生の渡しに近い長徳寺も広徳寺末である。小宮氏本貫の地草花から今の豊坂へ出て、福生の渡しへかかる道は、古道で重要な道であった。『武蔵名勝図会』にも

この往還は平井、大久野、或は五日市、檜原あたりより入間郡扇町屋、または川越筋への往来道なり。又、江戸往来にもここを通る、とある。

中世末には川崎、福生に広徳寺の教線が張られていて、小宮氏の所領の支配は、大石氏を経て後北条氏にがっちり引き継がれていったのである。それはまさに多摩川南岸の勢力が、多摩川北岸に出張っていた感じであった。

このことに関連して福生郷のことにも触れなければならぬ。熊川の石川家文書に、北条氏照の制札が二通ある。何れも年号を欠いて「西三月六日」と「西六月五日」とあって、「右於福生郷」と書き出して、「濫妨狼藉」を禁止している。この文書の「西」は永祿四年（一五六一）といわれるが、この福生郷の範囲は熊川、福生、川崎あたりであったと思われる。中世の郷はいわゆる郷村制の郷であって、それほど広い範囲ではなかった。

確かな史料によって明らかにできないが、地理的な位

置からみて、熊川は中世には西党の勢力下にあったのではないだろうか。熊川は小川と向きあっているし、多摩川の渡河点を押さえる上からも、福生と切り放せない。時代は下るが北条氏照の制札が熊川の石川家に伝えられているのをもみても、熊川は福生郷に入っていたのは確かであろう。

このような背景があるのに『風土記』はなぜ熊川を拝島領に入れたのであろうか。また『武蔵名勝図会』は、福生村の条で、「この村も同じく小宮領に隸せず」として、「巻五、立川領、拝島領、日野領」の中に入れているのである（『風土記』では小宮領となっている）。『武蔵名勝図会』の著者植田孟縉は『風土記』の編著者の一人である。先にも触れたように小宮領五十九カ村は、少し広すぎて歴史的にも疑問の村も多い。歴史的背景を考えるとすれば、熊川、福生、川崎の三村は、当然小宮領であって、熊川が除かれているのは納得いかないうところである。

五 小宮領からみた福生という地名

多摩川北岸の小宮領西端の川崎村、この川崎という地名は川の向こうということである。崎は向、先という文字の意味に通じている。川崎という地名は多摩川沿岸にも、上流（奥多摩町（元の小河内村）、中流（羽村市）、下流（神奈川県）の三カ所にある。

何れも河岸にある地名で、下流の川崎も『小田原衆所領

役帳』に、「江戸 川崎」とある。これは「江戸という地域の川向こうの土地」ということであつた。

ここでとりあげている川崎は、多摩川の南岸からみた川向こうということで、それは小宮氏の本拠地からみて、川崎（川向）であつたのである。

福生の西隣の川崎の地名が小宮氏と関連あるとすれば、やはり平山、小宮、小川氏など西党の一族と縁りのあつたと思われる福生、熊川の地名の考察に、西党との関連という視点も考えられるのではないだろうか。この度は、熊川は抜きにして、福生の地名について考えてみたのである。

福生の地名語源説は百花繚乱であるが、ここでは、武蔵野麦打唄の一歌詞の「小宮領」と関連した私案を述べて、屋上に屋を重ねてみたのである。

福生のよび方は「ふさ、ふっさ、ふつつぁ、ふっちゃ」などいろいろある。『武蔵名勝図会』は、「土人の方言にフツチャと唱う」とわざわざよび方を記録している。このフツチャといういい方に注目したい。

福生付近は、先にも触れたが多摩川南岸に盤居した小宮氏など西党の一族にとっては北方から来る敵を防ぐ土地であつて、それは北方を「フサぐ」要衝の地であつた。「フサぐ」は「フタぐ」、「フサがる」は「フタがる」ともいうのである。フタぐものをフタとよんだ。「何々にフタをする」という「フタ」である。文字は蓋と書く。

フタを発音する場合、フにアクセントがつくとフツタとなる。フツタを繰り返していったり、強くいったりするとフツチャときこえるようになる。タもチもタ行の音である。江戸時代にフツチャと唱えていたと書物に書かれているが、つい最近まで、近隣の老人はフツチャ、フツツア、とよんでいたのである。これはフツタ、フタとの関連を思わせるのである。

『地名用語語源辞典』によれば

フタは動詞フタグ（塞）の語幹で、塞かれたような地形をいうか。フタ（蓋）に通ずる。

とある。これは地形との関連を述べていて、軍事、または政治的要因を挙げていないのは少し心もとない。しかしこの場合多摩川南岸で、今の川崎を「カワサキ」とよんでいたころ、福生地域を「フサぐ土地、フタぐ所」として、「フタ」とよんでいたのではないだろうかと考えるのである。

多摩川中流の北岸に「フダ 布田」という所がある。フダまたはフタは関東地方に散見される地名で、古く『和名類聚抄』には、下野国都賀郡布多郷が出ている。

なお『例解古語辞典』によれば、「ふさぐ」の説明に

平安時代には、漢文訓読体で「ふさがる」「ふさぐ」を用い、和文体で「ふたがる」「ふたぐ」を用いるのが普通

とある。

フタの地名も漢文体ならば、フサグ(塞)であり、和文体とすればフタグで、(布多、布田)などと書くことにならう。

この福生の場合、フタとよんでいた地名を初めて文字で表記したとき、漢文体のよみ方である「フサグ」「フサ」(塞)をとり、土地に対して、幸福を願って、めでたい文字を使って「福生」と書き表わしたのではあるまいか。文字にとらわれない人々はフタ、フッタとよんでいて、それがフツチャになって残っていたのだと考えるのである。

「小宮領八千石の麦どころ」、懐しい麦打唄の歌詞から遠く思いを中世に馳せ、その周辺を探りながら難解な「福生」の地名について、私案を提出してみたのである。

注

(1) 町田嘉章、浅野建二編『日本民謡集』岩波文庫 一四七
七[※]に東京の唄が六編採用されている。その最初に武蔵野麦打唄として次のように唄い方も示されている。

〔甲〕へくするり棒が 折れるか芒が 折れるか(ホイ)

〔乙〕へくするり棒が 折れるか芒が 折れるか(ホイ)

ホイ ホイ

この麦打唄は西多摩地方では、棒打唄(ぼうちうた)とよばれている。くるり棒で粟や小豆などの豆類を、穂やさやから実をうち落とす作業を棒打ちとよんだものであって麦打ちもその一つである。

(2) 前掲書 一四七[※]

(3) 『新編武蔵風土記稿』雄山閣版 昭和三十三年 第四巻 二九九[※]

(4) 前掲書 第五巻 二八〇～二八一[※]

(5) 沢登寛聡「近世前期における三田領の町・村構成と領主支配」『東京都古文書集』第三巻「旧多摩郡新町村名主

吉野家文書(3)」昭和六十年二月 東京都教育委員会 一一三、一一六[※]

(6) 『日の出町史』通史編 上巻 日の出町史編さん委員会 平成四年三月 三八六[※]

(7) 杉山博校訂『小田原家所領役帳』昭和四十四年 近藤出版社 一六四[※]

(8) 前掲書 四[※]

(9) 『日野市史料集』古代・中世編 日野市史編さん委員会 昭和五十六年 二二二[※]

(10) 前掲書 二二二[※]

(11) 『福生市史』には、小宮氏は室町時代初期、多摩地域で活躍した武州南一揆の中核であったのではないかとある(上巻 二二五～二九[※])。

(12) 小宮氏の隆替については、まだ明らかにしていない点も多い。ここでは主に次の論考を参考にした。

『福生市史』上巻、『五日市町史』『秋川市史』『日の出町史』通史編

宮岡章治「小宮氏の起りについて」『多摩郷土研究』第十一号 昭和二十九年

湯山 学「武蔵西党の小宮氏」『多摩のあゆみ』第二五号 昭和五十六年

段木一行 「小宮氏の軌跡」『学芸研究紀要』第二集 東京教育委員会 昭和六十年三月

(13) 『日野市史史料集』古代・中世編 二〇五※

なお同書に掲げる米良文書「武蔵国旦那書立写」に「山ね こみや殿」ともみえる。

(14) 『福生市史資料編 中世寺社』福生市史編さん委員会 昭和六十二年 五〇※

(15) 前掲書 七九※

(16) 小林君一 「西党武士と秋川市―ある系図の紹介―」『多摩のあゆみ』第二五号 昭和五十六年

(17) 注14二二二～二三※

(18) 重行の注「小宮氏祖」は注17の系図にはない。重行の子長久が、弓削島の地頭に補されていて、長久が小宮氏なので、重行は小宮氏の祖と考えられるのである。

(19) 『武蔵名勝図会』慶友社 昭和四十二年 一八四※

(20) この文書の「西」について『新編武州古文書』は、永禄四年としている(上巻、四一三～四)。なお『福生市史』上巻には、詳細な考証が見られる(二七九～二八四)が、やはり永禄四年説でまことに当を得ている。

(21) 『福生市史』は、野島家蔵の「神光仏言夢物語」(『市史資料編』近世1所載)を参照して「川崎をも含んでいたのかも知れない」としている。

(22) 楠原佑介、溝手理太郎 『地名用語語源辞典』東京堂出版 昭和五十八年 五五五※

(23) 佐伯梅友、森野宗明、小松英雄 『例解古語辞典』三省堂 一九八一年版 六八一※

(ほさか・よしはる 立川市・羽村市文化財保護審議会委員 羽村市在住)